立憲民主党 代表 野田 佳彦 様

日本労働組合総連合会 会 長 芳野 友子

# 2025年度予算編成等に関する要請書

わが国経済は、30年ぶりの高い水準の賃上げと物価上昇を背景に、デフレからの完全脱却が視野に入ってきましたが、少子高齢化・人口減少、格差の拡大と貧困の固定化など日本の構造課題に適切な対処をしなければ、再びデフレ状態に戻りかねません。

ようやくまわり始めた経済の好循環を確かなものにしていくには、所得再分配機能の強化と社会保障と税の一体改革による重層的なセーフティネットの構築など、誰もが安心・安全を実感できる社会を実現するとともに、雇用の安定と公正な労働条件確保のもと、適正取引の推進など賃上げを継続できる環境整備とDX・GXなどへの積極的な投資が必要です。

また、多発する自然災害への備えも重要で、特に、復旧・復興が道半ばの能登半島地震への対応は急務です。

なお、これら政策への十分な予算措置は必要ですが、一方で、歳出額は拡大し続けており、中長期的な財政運営の監視・評価を行う独立財政機関を設置し、財政規律の強化と歳出構造の不断の見直しに着手することも必要です。

私たち連合は、このような課題認識のもと、予算編成などに関する要請事項を取りまとめました。働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、2025年度予算・税制改正などに反映いただきますようお願い申し上げます。

記

#### 1. 社会保障と税の一体改革と所得再分配機能の強化

- (1)低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」や社会保険料・雇用保険料(労働者負担分)の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」を導入する。
- (2)燃料価格の高騰対策として、揮発油税などに上乗せされているいわゆる「当分の間税率」を廃止する。あわせて、自動車関係諸税の課税根拠を総合的に整理して軽減・簡素化を行うとともに、税制全体の見直しによって地方財政に影響を及ぼさないための措置を講じる。
- (3) 税による所得再分配機能の強化に向け、金融所得課税を抜本的に強化するとともに、将来的な所得税の総合課税化を検討する。また、所得税や相続税の累進性を強化し、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは所得控除から税額控除に変えることを基本とする。
- (4) 資産課税の累進性を強化するとともに、格差固定の要因となりうる非課税措置については廃止も含め不断の見直しを行う。

- (5) 良質で切れ目のない医療・介護の提供体制を構築し、とりわけ訪問介護など 在宅ケアを支えるサービスの充実に必要な財源を確保する。同時に、現場を担 う労働者の賃金・労働条件を継続的に改善する施策を講じる。
- (6) 希望するすべての子どもが利用でき、安全で質の担保された子ども・子育て 支援サービスの提供体制の確保に向けて、保育所などの職員配置や賃金・労働 条件を改善する施策を講じる。
- (7) 生活困窮者自立支援制度の相談・就労支援など実施体制の強化を着実に推進するため、支援員など現場を担う人材を確保するための財源を確保する。

#### 2. 中小企業などの基盤整備の強化および産業構造の変化への対応

- (1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公共調達部門も含めた各業界に浸透するよう継続的な周知を行うとともに、指針に沿った対応が徹底されるよう働きかける。そのうえで、取引の適正化に向けた論点整理を行い、必要に応じて下請法など法令改正を検討する。また、中小企業などに対する各種支援策を拡充および周知するとともに、手続きを簡素化するなど各種支援策を利用しやすい環境を整備する。
- (2)産業・経済・社会の様々な変化への対応に向け、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を着実に実施する。特に、雇用形態や企業規模にかかわらない働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。
- (3) GX推進戦略の実施にあたっては、「公正な移行」の実現や「S+3E」の確保を念頭に、関係当事者との積極的な社会対話を基本に進めるとともに、「公正な移行」の具体化にあたっては「グリーンな雇用創出」策や「失業なき労働移動」のためのセーフティネットの検討に着手し、そのための十分な予算措置を講じる。

#### 3. 雇用の安定と公正労働条件の確保

- (1) 外国人技能実習制度及び特定技能制度の実効性確保に向けては、技能実習生を含む外国人労働者の適正な受入れに関する指導・監督に向け、必要な予算措置を講じるとともに、改正法の施行に先立って外国人技能実習機構の体制強化・人材育成や多言語による相談支援体制の拡充を行う。また、安易な受け入れ分野拡大につながらぬよう、特定産業分野における人手不足や賃金水準、日本人の就業率等の把握、検証のための予算措置を講じる。
- (2)担保法制の見直しにあたっては、倒産時において労働債権が優先的に確保できる新たな制度の創設や、あらゆる事業再編における労働契約の承継と解雇の制限など、労働者保護に必要な措置を強化するための必要な予算措置を講じるとともに、関係法令の周知徹底をはかる。
- (3)地域における雇用維持・雇用創出に向けて、ハローワークなどによる求人開拓や、職業訓練、相談・マッチング機能の強化などの予算措置を講じる。また、今後の雇用失業情勢の変動などに対応しうるよう、雇用調整助成金などに必要な予算措置を講じるとともに、労働保険特別会計への一般会計からの機動的な繰り入れや、失業等給付から雇用保険二事業への貸出の返還などを通じて財政の安定化をはかる。

- (4)働く者の技術・技能やキャリア向上に向けて、非正規雇用で働く者や障がい者などを含め、誰もが希望する能力開発等の機会を確保されるよう、「人への投資」に関する財政支援を拡充するとともに、訓練時間の確保や休暇制度の充実などの環境整備に向けた支援を強化する。また、中小企業等へのノウハウの提供や相談援助の強化、支援制度の周知徹底をはかる。
- (5) 働き方改革関連法の施行状況の検証をしたうえで、長時間労働の是正や健康 に働くことができる職場環境の整備など、労働者保護の実効性を高めるために 必要な予算措置を講じる。
- (6) 最低賃金について、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準をめざすとともに、地域間額差の是正をすすめる目安額が決定されるよう努める。また、中小企業・小規模事業者において最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と支援策の拡充および周知について、関係省庁と連携をはかり、必要な予算措置を講じる。

## 4. 子の福祉の確保に向けた改正民法(家族法)施行への対応

(1)改正民法(家族法)施行までの間に、法の円滑な施行を推進するため、子の福祉の確保のための父母の責務の明確化などの法の趣旨および国会審議の内容や、関係府省庁・関係機関の連携による対応内容について、誤解のないよう国民、地方公共団体、学校および病院をはじめとした現場への十分な周知、啓発を行う。また、DV・虐待のある事案など、多様な問題に対する判断が求められる家庭裁判所の人的・物的体制の強化および専門性向上のための十分な予算措置を講ずる。

#### 5. 能登半島地震からの復旧・復興と防災・減災の推進

- (1) 仮設住宅居住者の孤独・孤立を防ぐとともに複合的な課題に対応できるよう、 アウトリーチ型の見守り機能、ボランティアや相談体制を含む重層的な支援を 構築するための財源を確保する。
- (2) 能登地区において急性期から在宅医療まで切れ目のない医療を受けられるよう、提供体制の復旧・構築はもちろんのこと、医師・看護師をはじめとする医療従事者不足の解消をはかる人員と財源を確保する。
- (3)被災地の在住者や自治体職員・教職員などの心のケアを一元的かつ迅速に行うため、専門職を集約したメンタルヘルスケアセンターを設置する。
- (4) 求職する被災者の希望と企業の求人を合致させるため、在籍出向などを含め、 「雇用のミスマッチ」の解消に向けた取り組みを強化する。
- (5) 応急仮設住宅居住者が供与期間終了後に良質な住まいを確保できるよう、省 庁・自治体間の連携をはかりながら住宅の整備を早急に進めるなど、過疎地の 再開発や防災・減災を見据えたまちづくりを支援する。
- (6) なりわい再建支援事業などの中小企業支援策の周知を徹底するとともに手続の簡略化と補助金支払の迅速化をはかる。また、被災地での起業に対する財政支援を拡充する。
- (7)被災地の再開発を進める際は、地元の観光整備とともに雇用創出が促進されるよう企業誘致を支援する。

- (8) 災害時に公立学校が避難所として使用されることを想定し、各学校で設備改修や食糧備蓄がなされるよう財源確保と支援を行う。
- (9) 今後の災害発生時に、女性、子ども、高齢者、障がい者など多様な被災者の ニーズに配慮した避難所運営が行えるよう、男性だけでなく女性の運営スタッ フを配置する。また、プライバシーが守られ、ハラスメントや犯罪を未然に防 止するために必要な機材の確保および財政支援を行う。

## 6. 教育機会の均等実現と教育の質的向上

- (1) 就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、 社会全体で子どもたちの学びを支える。また、GIGAスクール構想における、 国費による端末の保守・更新や高校への整備、情報通信技術支援員の拡充、デ ジタル・シティズンシップ教育などを推進する。
- (2)教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、就学前教育から中等教育までの教職員の配置増や定数改善、教員の処遇改善策としての教職調整額の増率および学級担任・管理職手当の充実、部活動の学校から地域クラブ活動への着実な移行、外部人材の活用も含めた負担軽減、教員の長時間労働の是正に向けた給特法の抜本的な見直しなど、学校の働き方改革を実現するための十分な予算措置を講じる。

#### 7. 国民の権利保障に資する投票環境の整備

- (1)共通投票所の設置の拡大、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、移動期日 前投票所の拡充などによる、投票機会の確保と投票促進に向けた広報充実のた めの十分な財政措置と、人員配置への支援を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、要介護者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権行使 を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行う。
- (3) 若者の政治意識の醸成と投票行動の促進をはかるため、義務教育段階からの 主権者教育を実施するとともに、年代に応じた教材や、模擬投票等の参加・体 験型を含むカリキュラムの提供などに向けた十分な予算措置を講じる。

以 上